

## 新たに市無形民俗文化財に指定しました

市教育委員会では、6月30日付で「堤通手永御田扇祭り」を無形民俗文化財に指定しました。この祭りは、かつて岡崎藩領であった岡崎市内と西尾市内の20か所で、五穀豊穡や町内安全、天下和順を願い、1年ごとに「町」から「町」へ神輿を中心とした渡御行列を行う民俗行事です。今回は岡崎市との同時指定です。

今回の指定で、市指定文化財の数は、登録文化財を含め226件になります。

問文化振興課文化財担当（☎56・2459／岩瀬文庫内）



## 高校生を姉妹都市ポリルア市へ派遣します



市国際交流協会では、高校生10人を親善訪問団としてニュージーランドのポリルア市やオークランド市などに派遣します。期間は8月17日～26日の10日間で、ポリルア市内でのホームステイや現地学校への体験入学を通じて、同年代の人たちとの交流や日本文化の紹介などを行います。

問市国際交流協会（☎65・2178／地域支援協働課内）

◀写真（敬称略）

【後列左から】山崎悠馬（副団長）、原希望、森永結衣、佐藤美咲、高柳日奈乃、戸田康弘（引率・西尾高等学校教諭）

【前列左から】石川瑞貴（団長）、矢嶋光希、岩本奈凡、鈴木莉子、宮嶋萌乃

## 姉妹都市ポリルア

ポリルア市は、ニュージーランドの首都ウェリントン市から北へ25kmほど行ったところに位置しています。豊かな自然環境に囲まれ、ラグビーやゴルフ、サッカー、マリンスポーツ、釣りなどが盛んに行われています。州道や鉄道などが市の中心部を通過しているため、市外へのアクセスが大変便利であることから、世界有数の住みやすい都市として知られています。「ポリルア」という市名は、ポリルア湾に2つの美しい入り江があるため、「2つの潮流」を意味するマオリ語（マオリのことば）に由来するといわれています。

西尾市は、平成5年に姉妹都市提携を結んで以来、市国際交流協会による高校生派遣やポリルア市内にある日本庭園の整備支援など、さまざまな形で交流を続けています。



ポリルア市内に整備された日本庭園



ポリルア市の風景

# 障害のある方への手当などを紹介します

障害者や障害児の福祉増進のため、福祉手当支給制度があります。対象になると思われる方で、手当支給の申請をしていない方はお申し出ください。ただし、

各手当を受給するには所得制限があります。

問福祉課障害者福祉担当 (☎65・2113)

## 特別障害者手当

対心身に著しい重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護が必要と認められる20歳以上の方  
※施設入所者、病院などに3か月以上継続して入院している方を除く。

国制度分手当額 月額26,620円

県制度分手当額 次のいずれかに該当する特に重度な方に、国制度分に県制度分を加算して手当を支給します。

- ▶ A種(身体障害者手帳1・2級でIQ35以下の方) …月額6,850円
- ▶ B種(身体障害者手帳1・2級の方またはIQ35以下の方) …月額1,050円

支払月 5月、8月、11月、2月

## 障害児福祉手当

対心身に著しい重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護が必要と認められる20歳未満の方  
※障害を事由とした年金受給者、施設入所者を除く。

国制度分手当額 月額14,480円

県制度分手当額 次のいずれかに該当する特に重度な方に、国制度分に県制度分を加算して手当を支給します。

- ▶ A種(身体障害者手帳1・2級でIQ35以下の方) …月額6,900円
- ▶ B種(身体障害者手帳1・2級の方またはIQ35以下の方) …月額1,150円

支払月 5月、8月、11月、2月

## 在宅重度障害者手当

対特別障害者手当・障害児福祉手当を受給していない在宅の方で、次のいずれかに該当する方  
※施設入所者、病院などに3か月以上継続して入院している方を除く。また、65歳以上で新たに障害者となり、次の2種に該当する方も除く。

### 手当額

- ▶ 1種(身体障害者手帳1・2級でIQ35以下の方) …月額15,500円
- ▶ 2種(身体障害者手帳1・2級の方またはIQ35以下の方、身体障害者手帳3級でIQ50以下の方) …月額6,750円

支払月 4月、8月、12月

## 障害者扶助料

対身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を所持している方

### 手当額

- ▶ 身体障害者手帳1・2級の方、精神障害者手帳1級の方、療育手帳A判定の方…月額4,000円
- ▶ 身体障害者手帳3級の方、精神障害者手帳2級の方、療育手帳B判定の方…月額3,000円
- ▶ 身体障害者手帳4～6級の方、精神障害者手帳3級の方、療育手帳C判定の方…月額2,000円

支払月 9月、3月

## 心身障害者扶養共済制度

障害者を扶養している保護者が、自ら生きている間に毎月一定の掛け金を納めることにより、保護者に万一のこと(死亡・重度障害)があったとき、障害者に終身一定額の年金を支給します。詳しくは、お問い合わせください。

